

山口県報

平成 22 年
7 月 6 日
(火曜日)

目 次

公告

- 平成二十二年山口県補正予算の要領の公表 (財政課)
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課)
- 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出 (商政課)
- 土地改良区役員の届出 (農村整備課)
- 県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業 (第一換地区) の換地処分 (農村整備課)
- 公共測量の実施 (監理課)
- 人委公告
- 平成二十二年山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施
- 平成二十二年警察官 (男性) 採用 (B) 共同試験の実施
- 平成二十二年山口県警察官 (女性) 採用 (B) 試験の実施

九 六 四 三 三 三 二 一

雑報

県報の正誤 (平成二十二年六月二十九日山口県内水面漁場管理委員会告示第一号)



(二三四) 平成二十二年山口県補正予算の要領の公表

平成二十二年六月山口県議会定例会で議決された平成二十二年山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十二年七月六日

山口県知事 二井 関 成

平成22年度山口県一般会計補正予算 (第一号)

平成22年度山口県の一般会計補正予算 (第一号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正		後	
	期 間	前 額	期 間	限 度 額
1 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行うつづ利子補給	平成22年度から平成42年度まで	(1) 平成22年度の利子補給及び対融助子象の総額は、千円とする。 4,250,000 円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、限年度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に補給する利子年度は、限とする額とする。	平成22年度から平成42年度まで	(1) 平成22年度の利子補給及び対融助子象の総額は、千円とする。 4,750,000 円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、限年度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に補給する利子年度は、限とする額とする。

(二三四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成二十二年二月十二日山口県公告 (三三八) に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年七月六日から同年八月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年七月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ヤマダ電機テックランド柳井店

所在地 柳井市柳井一五九四の一
 二 意見の概要
 交通に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(二三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年二月十九日山口県公告(四五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十二年七月六日から同年八月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十二年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 伊倉ショッピングタウン

所在地 下関市伊倉新町一丁目一〇〇九の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(二三六) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成二十二年二月十二日山口県公告(三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。
 当該意見書は、平成二十二年七月六日から同年八月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十二年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマダ電機テックランド柳井店

所在地 柳井市柳井一五九四の一

二 意見の概要

交通に係る事項等について配慮を求める。

(二三七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。
 平成二十二年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名 宇部市大山花香土地改良区

理事の別 金子 好雄 宇部市大字小野九四〇七

野村 敏則 宇部市大字小野九四〇七

山根 勲 宇部市大字小野九四〇七

村谷 徹也 宇部市大字小野九四〇七

井上 哲彦 宇部市大字小野九四〇七

田中 恒 宇部市大字小野九四〇七

岡部 碩 宇部市大字小野九四〇七

村谷 啓介 宇部市大字小野九四〇七

金子 幸男 宇部市大字小野九四〇七

野村 豊次 宇部市大字小野九四〇七

竹内 靖明 宇部市大字小野九四〇七

尾木 武夫 宇部市大字小野九四〇七

椿 照孝 宇部市大字小野九四〇七

梅津 芳生 宇部市大字小野九四〇七

大枝 邑 宇部市大字小野九四〇七

種子 民幸 宇部市大字小野九四〇七

河村 光佳 宇部市大字小野九四〇七

椿 淳 宇部市大字小野九四〇七

浅野 直祐 宇部市大字小野九四〇七

小田 孝詞 宇部市大字小野九四〇七

近藤 忠憲 宇部市大字小野九四〇七

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類
公共測量(用地測量)

二 作業の地域
岩国市三角町

三 作業の期間
平成二十二年六月三日から同年七月三十日まで



公 告

平成二十二年山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験の実施

平成二十二年山口県職員採用短大卒業程度試験及び職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十二年七月六日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

区試験	試験職種	採用予定人員	職務の概要
短大卒業程度	小・中学校栄養士	五人程度	市町立小・中学校、学校給食センター等における専門業務
高校卒業程度	警察事務	五人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む)における一般行政事務
	土木	六人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
	小・中学校事務	一人程度	知事部局(主として農林水産部及び土木建設部)、企業局等の各課及び出先機関(農林事務所、土木事務所等)における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
		八人程度	市町立小・中学校における一般事務

二 受験資格
(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

区試験	試験名	試験の概要	試験時間
短大卒業程度	試験職種	試験の概要	二時間
高校卒業程度	試験職種	試験の概要	二時間
	試験職種	試験の概要	二時間
	試験職種	試験の概要	二時間
	試験職種	試験の概要	二時間

(一) 第一次試験
1 方法、内容等
短大卒業程度試験にあつては短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を、高校卒業程度試験にあつては高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次の表のとおり行います。

三 試験の方法、内容、日時、場所等
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
1 日本の国籍を有しない者(小・中学校栄養士及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験区分	受 験 資 格
短大卒業程度	昭和六十年四月二日から平成三年四月一日までに当該免許を取得する見込みのもの 昭和六十年四月二日から平成三年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの 平成元年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。))の卒業生及び平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。
高校卒業程度	同上

試験専門	士 木
	試験職種に応じた必要な専門的な知識及び技術についての 択一式による筆記試験。出題分野は、別表のとおりです。
	二時間

- 2 日時
平成二十二年九月二十六日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後三時三十分(高校卒業程度試験のうち、事務
及び小・中学校事務の試験職種にあつては、正午)まで
- 3 場所

試験区分	試験地	会場
短大卒業程度	山口市	山口県立大学
高校卒業程度	下関市	山口県立下関西高等学校
	山口市	山口県立大学
	周南市	山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

- (1) 論文試験及び作文試験
短大卒業程度試験にあつては思考力、表現力、構成力等についての論文試験を、高校卒業程度試験にあつては表現力、構成力等についての作文試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

- (1) 論文試験又は作文試験及び適性検査
日時 平成二十二年十月二十三日(土曜日)
場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
山口県総合交通センター
- (2) 口述試験
日時 平成二十二年十月二十五日(月曜日) から同月二十八日(木曜日)

までの間で山口県人事委員会が指定する日
場所 山口市滝町一番一号
山口県庁

四 配点
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

- (一) 第一次試験
短大卒業程度

教養試験 五〇点
専門試験 五〇点

2 高校卒業程度

教養試験 五〇点
専門試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験及び作文試験 六〇点
口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

- (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者

平成二十二年十月七日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

- (二) 最終合格者

平成二十二年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

- (三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験

七 合格から採用までの経路及び給与
 の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によつて異なりますが、一般の職員の場合は、短大卒業程度試験の合格者にあつては月額十六万七千二百円、高校卒業程度試験の合格者にあつては月額十四万二千二百九十六円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験申込書及び受付期間
 (一) 受験申込書の請求

平成二十二年七月六日（火曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号）（郵便番号七五三—八五〇—）に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはつたあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を必ず同封して下さい。

(二) 受験の申込み
 なお、受験申込書は、県内の県民局及び山口県税事務所にもあります。

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出して下さい。

(三) 受付の期間及び時間
 なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きして下さい。

平成二十二年七月六日（火曜日）から同年八月二十七日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。なお、郵送の場合は、平成二十二年八月二十七日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

- 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十二年七月六日（火曜日）午前九時から同年八月二十日（金曜日）午後五時まで

九 その他
 この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三—九三三—四四七四）に問い合わせして下さい。

区試験	試験職種	出題分野
短大卒業程度	小・中・高 校栄養士	公衆衛生 栄養・臨床栄養 食品・食品衛生 給食管理・調理 栄養指導・教育
高校卒業程度	土木	測量 物理 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 社会基盤工学 土木施工

公 告

平成二十二年 度警察官（男性）採用(B)共同試験の実施
 平成二十二年 度警察官（男性）採用(B)共同試験を次のとおり実施します。
 平成二十二年 七月六日
 山口県 人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十一人程度
東京都	それぞれ二人程度
京都府	
大阪府	
兵庫県	

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	昭和五十二年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
東京都	昭和五十五年九月二十一日から平成五年四月一日までに生まれた者(大学の卒業者又は平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。)
京都市	昭和五十五年四月一日から平成五年四月一日までに生まれた者(大学の卒業者又は平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。)
兵庫県	昭和五十年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者(大学の卒業者又は平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者を除く。)

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び技能について、択一式による筆記試験に
より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時
平成二十二年九月十九日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで

3 試験場所 午前十時から午後二時まで

- 下 関 市 山口県下関警察署、山口県長府警察署及び山口県下関警察署
海峽交番
- 山 口 市 山口県立大学
- 周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。
なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

- (1) 作文試験
表現力、構成力等について試験を行います。
なお、この試験は、第一次試験の当日行います。
- (2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
- (3) 身体検査
山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
なお、検査には、次のような基準があります。
身長 一六〇センチメートル以上であること。
体重 四七キログラム以上であること。
胸 囲 七八センチメートル以上であること。
視 力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
色 覚 職務の遂行に支障がないこと。
聴 力 正常であること。
その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。
- (4) 体力検査
職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
- 2 日時及び場所
(1) 適性検査
日 時 平成二十二年十月十六日(土曜日)

場 所 山口市小郡下郷三五〇番地の二
山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査
日 時 平成二十二年十月十八日(月曜日) から同月二十二日(金曜日)ま
での間で山口県人事委員会が指定する日
場 所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第二次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十二年十月一日(金曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十二年十一月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十二年十一月中旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十三年二月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十六万五千九百十四円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十二年七月六日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号)郵便番号七五三三八五〇一)に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

受付の期間及び時間は、

平成二十二年七月六日(火曜日)から同年八月二十七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。なお、郵送の場合は、平成二十二年八月二十七日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十二年七月六日(火曜日)午前九時から同年八月二十日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二七)に問い合わせてください。

公 告

平成二十二年山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

平成二十二年山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十二年七月六日

山口県人事委員会

一 採用予定人員
七人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十二年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた女性が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は、日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十二年九月十九日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

下 関 市 山口県下関警察署、山口県長府警察署及び山口県下関警察署
海峽交番

山 口 市 山口県立大学

周 南 市 山口県周南総合庁舎

第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日時 平成二十二年十月十六日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十二年十月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十二年十月一日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十二年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十六万五千九百四十四円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十二年七月六日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手

をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。
 なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み
 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。
 なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。

(三) 受付の期間及び時間
 平成二十二年七月六日(火曜日)から同年八月二十七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
 なお、郵送の場合は、平成二十二年八月二十七日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み
 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十二年七月六日(火曜日)午前九時から同年八月二十日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二七)に問い合わせてください。



正 誤

平成二十二年六月二十九日山口県内水面漁場管理委員会告示第二号(漁業法第六十七條第一項及び第三百三十條第四項の規定による指示)

ページ	段	行	誤	正
上		左から 五	丸山ダム	宇部丸山ダム

平成二十二年七月六日印刷
発行

発行所

山口県知事
山口市